

○野木町浄化槽設置費補助金交付要綱

昭和63年3月17日要綱第3号

改正

平成3年2月15日要綱第1号
平成4年3月12日訓令第4号
平成5年6月4日要綱第8号
平成5年6月14日要綱第9号
平成19年3月6日告示第25号
平成20年3月13日告示第26号
平成23年3月23日告示第27号
平成24年2月14日告示第45号
平成28年3月25日告示第46号
令和2年3月25日告示第40号
令和3年3月24日告示第45号
令和5年3月17日告示第32号

野木町浄化槽設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活系排水による公共用水域の水質汚濁を防止し生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽を設置する者に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。
- (2) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する構造基準に適合する浄化槽であって、し尿と雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水は除く。）を併せて処理し生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l以下の機能を有するものをいう。
- (3) 対象区域 公共下水道認可区域、地域し尿処理施設対象区域及び農業集落排水処理施設対象区域に指定された区域、集合処理合併浄化槽が設置されている区域及び市街化区域を除く野木町行政区域をいう。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- (4) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽と見なされたものをいう。

- (5) くみ取り槽 し尿を貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽をいう。
- (6) 転換 専用住宅に設置している単独処理浄化槽又はくみ取り槽を浄化槽に入替えることをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を要する建築物の増築又は改築による入替えは除く。
- (7) 宅内配管工事費 浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水管）、浄化槽からの放流管及びますの設置に係る費用をいう。
（補助金の交付）

第3条 補助金は、対象区域内において専用住宅に処理対象人員10人以下の浄化槽を設置しようとする者に対して交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対しては補助金は交付しない。

- (1) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針について（平成4年10月30日衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に定める浄化槽のうち、当該指針に適合しないものを設置する者
- (2) 販売及び賃貸の目的で専用住宅を建築した者及び建築しようとする者
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認又は法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者
- (4) 専用住宅を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者
- (5) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認めた浄化槽を設置する者

（補助金額）

第4条 補助金は、浄化槽の設置に要する額で、予算の範囲内で交付する。ただし、別表左欄に掲げる区分につき、同表右欄に定める基準額を限度とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の補助対象は、浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費（宅内配管工事費を除く。）とする。

2 転換の場合は、前項の工事費に宅内配管工事費、単独処理浄化槽撤去費又はくみ取り槽撤去費を加えるものとする。

（補助金交付申請書）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し町長に申請するものとする。

- (1) 建築確認済証の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 環境保全に関する誓約書の写し
- (3) 法定検査依頼書の写し（第7条関係）

- (4) 浄化槽の構造図
- (5) 登録証、登録浄化槽管理票（C票）及び保証登録証
- (6) 工事請負契約書の写し
- (7) 見積書の写し（転換の場合は、本体設置費、宅内配管工事費、単独処理浄化槽撤去費又はくみ取り槽撤去費がそれぞれ分かるように区分したもの）
- (8) 設置場所の案内図、配置図及び建物の平面図
- (9) 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (10) 転換の場合は、単独処理浄化槽又はくみ取り槽の設置状況を確認できる写真若しくは書類
- (11) 浄化槽設備士届出及び浄化槽設備士免状の写し
- (12) その他町長が必要と認める書類
（交付の決定及び通知書類）

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付することに決定した者に対しては補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付通知書（別記様式第3号）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請書等）

第8条 前条第2項の規定により、補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（別記様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けるものとする。
（実績報告書）

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は3月31日までのいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第5号）に次の書類を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 浄化槽使用開始報告書の写し
- (2) 浄化槽工事完了報告書の写し
- (3) 浄化槽保守点検業者との維持管理（保守点検及び法第11条検査を含む。）に関する委託契約書の写し
- (4) 浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し
- (5) 設置工事費の領収書の写し（転換の場合は、本体設置費、宅内配管工事費、単独処理浄化槽撤去費又はくみ取り槽撤去費がそれぞれ分かるように区分したもの）

(6) 工事状況を写した写真（転換の場合は、当該撤去工事に係る写真を含む。）

(7) その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助対象者は、前条の規定による補助金交付額確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（別記様式第7号）により町長に補助金の請求をするものとする。

2 町長は、前項の交付請求に基づき補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

（旧要綱等の廃止）

2 次に掲げる要綱及び告示は廃止する。

(1) 野木町家庭雑排水の処理指導要綱（昭和56年野木町要綱第4号）

(2) 家庭雑排水処理施設対策費補助金（昭和58年野木町告示第41号）

別表（第4条関係）

区分	補助金の限度額	
	市街化区域、公共下水道認可区域、地域し尿処理施設・農業集落排水対象区域、集合処理合併浄化槽設置区域を除く区域	公共下水道全体計画区域
5人槽	332,000円	184,000円
6～7人槽	414,000円	228,000円
8～10人槽	548,000円	302,000円
宅内配管工事	300,000円	166,000円
単独処理浄化槽撤去	120,000円	66,000円
くみ取り槽撤去	90,000円	50,000円

別記様式第1号（第6条関係）

補助金交付申請書

年 月 日										
野木町長 様										
申請者 住所 _____ 氏名 _____ 電話 _____										
野木町浄化槽設置費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。										
申請金額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border-bottom: 1px solid black;"> </td> <td style="width: 25%; border-bottom: 1px solid black;"> </td> <td style="width: 25%; border-bottom: 1px solid black;">千</td> <td style="width: 25%; border-bottom: 1px solid black;"> </td> </tr> </table>			千						
		千								
設置場所	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; border-bottom: 1px solid black;">野木町大字</td> <td style="width: 40%; border-bottom: 1px solid black;">放流先</td> </tr> </table>	野木町大字	放流先							
野木町大字	放流先									
予定工期	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-bottom: 1px solid black;"> </td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;">年</td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;">月</td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;">日</td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;">～</td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"> </td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;">年</td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;">月</td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;">日</td> </tr> </table>		年	月	日	～		年	月	日
	年	月	日	～		年	月	日		
施工者	住所									
	氏名 電話									

備考

添付書類

- (1) 建築確認済証の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 環境保全に関する誓約書の写し
- (3) 法定検査依頼書の写し（法第7条関係）
- (4) 浄化槽の構造図
- (5) 登録証、登録浄化槽管理票（C票）及び保証登録証
- (6) 工事請負契約書の写し
- (7) 見積書の写し（転換の場合は、本体設置費、宅内配管工事費、単独処理浄化槽撤去費又はくみ取り槽撤去費がそれぞれ分かるように区分したもの）
- (8) 設置場所の案内図、配置図及び建物の平面図
- (9) 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (10) 転換の場合は、単独処理浄化槽又はくみ取り槽の設置状況を確認できる写真若しくは書類
- (11) 浄化槽設備士届出及び浄化槽設備士免状の写し
- (12) その他町長が必要と認める書類

別記様式第2号（第7条関係）

補助金交付決定通知書

第 号 年 月 日	
様	
野木町長 印	
年 月 日付けで申請のありました浄化槽設置費補助金は、次のとおり交付することに決定しましたので、野木町浄化槽設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。	
補助決定金額	千 円
交付条件	
指導事項	

別記様式第3号（第7条関係）

補助金不交付通知書

第 号
年 月 日

様

野木町長

㊟

年 月 日付けで申請のありました浄化槽設置費補助金については、下記の理由により交付できませんので、野木町浄化槽設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

理 由

別記様式第4号（第8条関係）

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

野木町長 様

補助対象者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知を受けた浄化槽設置費補助金について、下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、野木町浄化槽設置費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

（理由）

別記様式第5号（第9条関係）

実績報告書

		年	月	日
野木町長	様			
	補助対象者	住所	_____	
		氏名	_____	
		電話	_____	
年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知を受けた浄化槽設置事業が完了したので、野木町浄化槽設置費補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。				
記				
1	補助金交付決定額	金		円
2	事業完了年月日	年	月	日

- 備考 添付書類
- (1) 浄化槽使用開始報告書の写し
 - (2) 浄化槽工事完了報告書の写し
 - (3) 浄化槽保守点検業者との維持管理（保守点検及び法第11条検査を含む。）に関する委託契約書の写し
 - (4) 浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し
 - (5) 設置工事費の領収書の写し（転換の場合は、本体設置費、宅内配管工事費、単独処理浄化槽撤去費又はくみ取り槽撤去費がそれぞれ分かるように区分したもの）
 - (6) 工事状況を写した写真（転換の場合は、当該撤去工事に係る写真を含む。）
 - (7) その他町長が必要と認める書類

別記様式第 6 号 (第10条関係)

野木町指令 第 号

年 月 日

補助金交付額確定通知書

様

野木町長

印

年 月 日付けで実績報告のあった浄化槽設置費補助金については、下記のとおりその額を確定したので、野木町浄化槽設置費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知します。

記

補助金確定額

円

別記様式第7号（第11条関係）

年 月 日

野木町長 様

申請者 住 所 野木町大字

氏 名 ㊞

電 話

野木町浄化槽設置費補助金交付請求書

年 月 日付け野木町指令 第 号で補助金の額の確定通知のあつた野木町浄化槽設置費補助金を野木町浄化槽設置費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協		本店 支店 出張所					
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号						
ふりがな								
口座名義人								

※口座名義人は、申請者本人に限ります。